

Title	『民族自決』のスローガン：レーニン主義の一断面
Sub Title	National self-determination in Lenin's writings
Author	中澤, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.2 (1960. 2) ,p.431- 448
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	及川恒忠先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600215-0431

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『民族自決』のスローガン

——レーニン主義の一断面——

中澤精次郎

はしがき

一九五八年一月の「ソヴェト國家と法」誌上に、「人民ならびに民族の自決の原則の歪曲に反對する」と題するゲ・スタルンエンコの論文が記載された。彼は、國際連合憲章の規定する民族自決の原則についての、すなわち主として第一條第二項、第五條および第七六條についてのいわばソヴェト的な解釋を展開した後、「若きソヴェト國家が四〇年以前に自己の對外政策の指導原則として宣言した民族自決の原則は、今日もつとも重要な、争う餘地のない國際法上の原則の一つとなつた。人民ならびに民族 (народ и нация) の自決の原則は、現代社會のもつとも重要な發展の一傾向——植民地主義の精算ならびにあらゆる人民のもつともよき民族的特質の開花への志向——を正しく反映しており、したがつて自決の原則の完全な勝利は不可避的である」と記述してその稿を結んでゐる。平和を希求する國際的な現況において、民族自決の原則を諸他の政治原則との關連においていかに評價することが妥當であるかは、當然究明されてよい今日的な問題の一つである。し

かしそれはしばらく措き、四〇年以前の若きソヴェト國家が、自決の原則を宣言しているというスタルシエンコの指摘そのものを考えてみたい。

周知のようにボルシェヴィストは一九〇三年の第二回黨大會で、民族問題に關する最初の、そしてまた後年の民族問題論争の論争點となつた「國家の形成に至るまでの、あらゆる民族の自決の權利」の承認という規定を第九條とする黨綱領を採擇した。またソヴェト政權樹立の際の宣言、すなわち一九一七年一月一日の「ロシア人民の權利宣言」ならびに一九一八年一月一六日の「勤勞被搾取人民の權利宣言」は、いずれも民族自決の原則を肯定している。⁽³⁾ しかれば、民族の自決をすでに四〇年以前に對外政策上の指導原則として宣言したというスタルシエンコの記述は、歴史的具體的になを指しているのか。それは判然としない。しかし、少くとも民族問題に關しては一九〇三年の黨綱領の直線上において定立されたとみられる前記のような、すなわち革命當初の諸宣言の規定する民族の自決、要するにレーニンの民族の自決とスタルシエンコの規定する民族の自決とを試みに對置させてみると、表現こそ同一であるが、内容的には兩者は決して一致しないことが明らかとなる。⁽⁴⁾ しかも民族の自決という命題の國家權力的な承認とその提示は、革命直後の宣言のみをもつて終つてはいない。自決の原則は憲法的な規定として定立され、あるいは對外政策上の原則として提示されて今日に至つて⁽⁵⁾。もちろん民族の自決についてのこれらの歴史的な諸規定は、機械的に乃至はまた抽象的に比較考察し得べきものではなからう。しかし民族自決のスローガンは、今日なお國際社會において依然として生命力を保持しつづけており、またそうした狀況にたいしてボルシェヴィストは決して鈍感ではない。しかも彼等の提示する民族自決の意味内容に歴史的な變化が認められるとすれば、まずもつて、民族自決のいわば古典的な、すなわちレーニンの規定そのものの検討が改めて要求されてよいのではなからうか。

本稿はレーニンのいう民族自決の意味内容を彼の民族理論との關連において把握する。⁽⁶⁾

(1) Старушенко, Г. Б., Против извращения принципа самоопределения народов и наций, "Советское государство и право," No. 1, 1958, стр. 70.

(2) КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК, Москва, 1954, часть 1, стр. 40.

(3) 一九一七年十一月五日の「ロシア人民の権利宣言」はつぎのように宣言する。

「この年の六月のソヴェト大會はロシア人民の自由な自決の権利を宣言した。

この年の十一月の第二回ソヴェト大會はロシア人民のこの誓うべからざる権利をより正確且つ明確に再確認した。

これらの大會の意志にしたがつて、ソヴェト人民委員會はロシアの民族問題に關する自己の活動の基礎としてつぎのような原則の採擇を決議した。

一、ロシア人民の平等と主權。

二、分離して獨立の國家を形成し得るロシア人民の自由な自決の權利。

三、餘すところのない、すべての民族的ならびに民族宗教的な特權と拘束の廢止。

……」(Составители; Динатов, А. А., Савенков, Н. Г., История советской конституции, Москва, 1957, стр. 58)。

また、一九一八年一月一六日の「勤勞被搾取人民の権利宣言」はその第三章第一項においてつぎのように宣言している。

「すべての戰爭のうちでもつとも犯罪的なこの戰爭において全世界を血潮にそめた金融資本と帝國主義の毒牙から人類を救出しようとする不屈の決意を表明する第三回ソヴェト大會は、ソヴェト政府の政策である秘密條約の破棄、現在交戦中の軍隊内の労働者ならびに農民相互のもつとも廣範な交歡の組織化、および人民の自由な自決に基く、無併合無賠償の民主主義的講和の、犠牲をかえりみない革命的な方法による達成に全面的に賛同する」(Там же, стр. 103~104)。

しかし「ロシア人民の権利宣言」と「勤勞被搾取人民の権利宣言」とを比較してみると、自決という用語が後者には僅か一箇所、しかも前記のような敘述内容においてしか見出されないことに氣付く。「ロシア人民の権利宣言」が取上げている民族の權利について、「勤勞被搾取人民の権利宣言」は全く言及してゐない。R. Maunach はこの點を二つの問題として検討してゐる。cf., Maunach, R., Forty Years of Nationality Law in the USSR, "Forty Years of the Soviet Regime," Munich, 1957, p. 28.

(4) スタルンエンロによると、自決の權利は對外的な側面と對内的な側面、すなわち人民あるいは民族の國際的な政治的・經濟的地位の決定權と自己の政治的・社會的・經濟的な體制の決定權とを備えており、この二つの側面の統一こそが自決權の内容を構成すると考えられてゐる (См., Указ. соед., стр. 63)。しかも彼は、さらに、對外的な側面は、(a) 分離して獨立の國家を形成する權利、(b) 他國との併

合を目的とした分離の權利、(c)同一の民族を包含する國家と合同して連邦制あるいは自治州制に基く中央集權國家を形成する權利を、また對内的な側面は、(a)自己の國家的・社會的な體制の決定權、(b)自己の天然資源の自由な處分權と自己の經濟生活にたいする自由な指導權、(c)文化・宗教等々の一般的な對内問題すべての決定權を當然に包含するものと解している(См., Там же, стр. 64)。しかるにレーニンによると民族の自決權は、理論的にも實際的にも、國家的な分離權乃至は政治的な自決權として以外には解し得ないとされている。スタルシエンコによるレーニンの民族理論の採用は果して許されるであらうか。

(5) cf. Tomster, J., *Political Power in the U. S. S. R. 1917-1947*, New York, 1951, p. 53. しかしかかる事實は、「ソ連の偉大な業績は、前時代の遺産として、世界最初のこの社會主義國家に與えられた最も複雑な課題の一つである民族問題の解決である」(Гафуров, Б., Успехи национальной политики КПСС и некоторые вопросы интернационального воспитания, "Коммунист," No. 11, 1958, стр. 10) ことを直ちに物語るものではない。

(6) 本稿では、主題の考察を時間的に、すなわち一九一七年の革命以前に限定した。

—

すぐれて現實的な革命主義者であつたレーニンの專心的な關心事は、プロレタリアの階級闘争、プロレタリアによる權力の獲得であり、したがつて民族解放運動と闘争しつつかあるプロレタリアートとの同盟の問題であつて、民族あるいは民族主義一般の主題的解明ではなかつた。とはいへ、彼が民族の概念⁽¹⁾あるいは民族主義の本質についての考察を全く缺いていたわけではない。彼は民族乃至は民族運動を本來ブルジョア的な、したがつてまた全く過渡的な事象とみる。そしてこのような認識を基調として彼の民族理論が構成され、展開されていることに、異論をさしはさむ餘地はまずない。

すなわちレーニンによると、民族問題もまた諸他の社會問題と同様に、まず「一定の歴史の枠のなかで提起し⁽²⁾」なければならぬとするマルクス主義理論の無條件的な要求に即して、發展しつつかある資本主義を民族運動の見地から整理すると、もちろん整によつて相互に判然と仕切られたものではないが、「根本的に異つてゐる資本主義の二つの時期を區別する必要⁽³⁾」

が認められるという。

「發展しつつかある資本主義には、民族問題についての二つの歴史的傾向がある。第一の傾向は、民族生活と民族運動の覺醒、あらゆる民族的抑壓にたいする鬭争、民族國家の創造である。第二の傾向は、諸民族間の種々な關係の發展と頻發化、民族的隔壁の破壊、資本、經濟生活一般、政治、科學等の國際的統一の形成である。

この二つの傾向は資本主義の世界的法則である。第一の傾向は、資本主義の發展の初期に優勢であるが、第二の傾向は、社會主義社會に轉化する方向に進んでいる成熟した資本主義を特徴づけるものである」と。

すなわち、プロレタリア黨の民族政策は原理的につねに同一であつてはならない。第一の民族主義的な段階では、民族の同權と自決權を擁護し、またブルジョア民主主義革命によつて第一の段階とは區別し得る第二の國際主義的な段階では、國際主義の原則を遵守しなければならぬと斷定されている。しかも、彼にとつて、この嚴守されるべき國際主義は、自決の原則を必ずしも否定するものではなかつた。しからば、彼の直面した典型的な多民族國家ロシアの現實は、前記のいずれの段階に位置づけられているか。まずこれを據點としてレーニンの論理を追つてみよう。

そもそも封建制にたいするブルジョア民主主義の最終的な勝利の時期は、世界の何處においても、民族國家の形成へと志向する民族運動と結びついており、この歴史的事實は、民族國家が資本主義の要求にもつともよく適合した國家形態であり、「資本主義の規範であり、規準」であること、資本主義のもとにおける民族問題の解決は民族の同權と自決權を一環とする完全な民主主義の實現を措いてないこと、民族の自決は民族の政治的乃至は國家的な分離以外に解釋し得ぬことを意味する。しかるに現實のロシアは未だブルジョア民主主義革命を完了していない。ロシアにおけるブルジョア民主主義的な民族運動の覺醒、獨立して單一の民族國家を創造しようとする志向の存在は、盲目でないかぎり、認めざるを得ないところである。すなわちロシアにおける民族運動は歴史的必然であり、民族問題の合理的な解決はかかる歴史的必然性の承認、別

言すれば民族の獨立と平等を保證する首尾一貫した民主主義の實現に求められねばならない。レーニンはかく考察する。しかしながら、民族の自由および獨立の運動と民主主義とが直結していた一九世紀とは異り、二〇世紀の今日、すなわち「軍國主義の増大、戦争の頻發、反動の強化、民族的抑壓および植民地略奪の強化と擴大」を不可避とする帝國主義の段階においては、完全な民主主義の擁護をブルジョアに期待することは、一般には、最早不可能である。民主主義の首尾一貫した擁護者はプロレタリアート以外に見出し得ない。ロシアにおいてまた然りである。「勝利を得た社會主義が完全な民主主義を實現しないことがあり得ないと同様に、民主主義のための全面的な、一貫した革命闘争をおこなわないプロレタリアートは、ブルジョアにたいする勝利を準備することはできない」からである。したがつて被抑壓民族の解放運動は必然的にプロレタリアートに結びつく。プロレタリアートとの同盟を拒否して民族の眞の自由と獨立、すなわち民族の民主主義はあり得ないからであると。かようにしてレーニンは、帝國主義的な段階における民族問題の解決には被抑壓民族とプロレタリアートとの同盟が不可欠であるという結論を得た。

しからば、民族問題は、民族運動を同盟者とするプロレタリアートの民主主義革命の遂行によつて決定的に解決されるのか。換言すると二〇世紀的な段階の資本主義社會においても民族的平和の達成は充分に可能であるのか。彼は、民族の自決を一環とする「政治的民主主義のあらゆる、根本的諸要求が、帝國主義のもとで『實現可能』であるのは不完全な、そこなわれたもの、またまれな例外（たとえば一九〇五年におけるスウェーデンからのノルウェーの分離）としてであるに過ぎない」とみる。すなわち民族問題の根源的な解決には「民族的抑壓を驅逐するための經濟的前提、すなわち久しい以前から知られ、また論争の餘地のないものとなつているもの」の成立、要するに社會主義の勝利こそが不可欠であると把握されている。しかし資本主義にたいする社會主義の勝利、社會主義社會の實現それ自體は、彼によると、直ちに民族問題の解決を意味するものではなかつた。「勝利を得た社會主義が完全な共產主義へと成長轉化するまでは、國家を承認」しなければならぬのであ

り、したがつて國境の民主的な決定、別言すると「ある民族の國家の境界内に他の民族を暴力的に引止めておく」⁽¹⁵⁾民族の抑壓の最終的な排除は、社會主義的な段階においても、なお一個の政治的課題として存在するからであると思考されている。民族問題の完全な解決、言葉をかえていえば民族的平和の實現は、しからば、いかにして可能となるのか。

「資本主義のもとでは民族的抑壓(ならばに政治的抑壓一般)をなくすことは不可能である。このためには階級をなくすこと、すなわち社會主義を實現することが必要である。しかし社會主義は、經濟に基礎を置くとはいへ、すべてを經濟に歸着させるものでは決してない。民族的抑壓を排除するためには土臺——社會主義的生産——が必要であるが、この土臺の上に、さらに民主主義的な國家組織、民主主義的な軍隊、その他が必要である。資本主義を社會主義へと改組することによつて、プロレタリアートは民族的抑壓を完全に排除する可能性をつくりだす。この可能性は、住民の《共感》に應じた國境の決定に至るまでの、分離の完全な自由に至るまでのあらゆる分野において、民主主義を完全に實行する場合に《のみ》——《のみ》である——現實性に轉化する。この基盤の上で、今度は、ごく僅かの民族的摩擦も、ごく僅かの民族的不信も絶対に排除することが實際におこなわれ、諸民族のすみやかな接近と融合が生れ、この融合は國家の死滅によつて完成される。これがマルクス主義の理論である」と。

すなわちレーニンの民族理論によると、民族問題の解決は、決定的には社會主義社會の實現に、最終的にはプロレタリア獨裁權力による民族自決権の承認に求められねばならぬと理解されていた。しかしこの理論においては、民族自決権の承認は、實は、プロレタリア國際主義の原則に決して矛盾するものではなかつた。しかもまた彼の理論は、民族問題に直面したプロレタリア黨が、社會主義革命以前あるいは革命の間において民族自決権の承認を拒否することを、默許するものでもなかつたのである。⁽¹⁶⁾

しかしながら、彼の民族理論は民族自決民族文化等々の民族的要求一般、すなわち民族の普遍的な意義を全く否定する。

民族問題の解決がプロレタリア黨の第一義的な課題であるとは全く考えていない。彼の理論は資本主義の發展に伴う國際化の自然必然的な進行、就中社會主義社會における民族的融合の進行を豫想していた。「經濟上の進歩の見地からしても、大衆の利益の見地からしても大國が有利であることは疑いなく⁽¹⁷⁾」、「人民大衆は日々の經驗からして、地理的・經濟的結びつき⁽¹⁸⁾の意義や、巨大な市場と巨大な國家の強みをよく知っている」。しかも、大國の利點は社會主義社會において特に顯著に現れ、また強く自覺されてくると確信していた。しからば『民族自決』權の承認という命題が、いかにして、黨の綱領上に提示されるに至つたのか。

(1) 言語、地域、經濟生活および文化の共通性のうちにあらわれる心理狀態の共通性を基礎として、歴史的に形成された強固な共同體であると規定されたスターリンの民族概念は、多分レーニンの受入れたところであらうとみること (cf. Low, A. D., *Lenin on the Question of Nationality*, New York, 1958, p. 29) は、一應肯定されてよからうが、スターリンの概念規定——彼の民族政策ではない——にみられるような民族の主體的な契機の輕視がレーニンにおいてはどうかであつたかということは一つの問題である。

(2) Ленин, В. И., *Сочинения, издание четвертое*, том 20, стр. 373. 邦譯 (アルクス・レーニン主義研究所譯、大月書店版)、『レーニン全集』第二〇卷、四二七頁。以下においては前者を *Соч.* と、また後者を全集と略して記す。

(3) *Соч.*, том 20, стр. 373. 全集、第二〇卷、四二七頁。

(4) *Соч.*, том 20, стр. 11. 全集、第二〇卷、一二頁。

(5) *Соч.*, том 20, стр. 372. 全集、第二〇卷、四二六頁。なお「民族國家を創設しようとする志向を生みだしている強力な經濟的諸要因」については「一九一四年の論文「民族自決權について」において比較的詳細に説かれている。См. том 20, стр. 368~369.

(6) 民族問題が提起されるに至つたその當初、例えば一九〇三年の論文「アルメニア社會民主主義者の宣言について」ですでに彼は、「すべての社會民主主義者が指針としなければならぬ二つの基本原則」(том 6, стр. 298) として民族の同權と自決權の承認を擧げている。しかもかかる認識は終始變つていない。しかし彼の民族理論乃至はまた民族綱領の核心を成すものが民族自決の問題であることは一般に認められてゐるといふべきであらう (e. g., Seton-Watson, H., *Soviet Nationality Policy*, "The Russian Review", January, 1956, p. 3). 現に、彼の民族理論ならびに民族綱領の基本的性格は民族自決の觀點からするとともによく把握され得る。(7) 「もしわれわれが法律的定義をもてあそんだり、抽象的な規定を《案出》したりしないで、民族運動の歴史的・經濟的諸條件を検討す

ることによつて民族自決の意味を理解しようとするならば、民族の自決とは、ある民族が他民族の集合體から國家的に分離することを意味しており、獨立の民族國家を形成することを意味している、という結論に達せざるを得ない」(Tom 20, стр. 369)と斷定されている。

(8) Соц., том 22, стр. 132. 全集、第二二卷、一六五頁。

(9) Соц., том 22, стр. 133. 全集、第二二卷、一六六頁。

(10) Соц., том 22, стр. 134. 全集、第二二卷、一六七頁。「資本主義のもとでは政治的民主主義の諸要求の二つが經濟的意味で『實現不可能』であるという考察は、『資本主義と政治的民主主義との一般のおよび基本的諸關係を理論上誤つて規定することになる』(Tom 22, стр. 134)と。あるいはまた、「一般に政治的民主主義は、資本主義の上に立つ『上部構造の可能な諸形態のうちの一つ(理論上は、『純粹』資本主義にとつて正常な形態であるが)にすぎない』のであり、したがつて『民主主義の諸形態の一つ』、またその諸要求の二つが『實現不可能』だと論ずるのは、理論上、根本的に正しくない」(Tom 22, стр. 312)と批判されている。См., например, том 23, стр. 25~36.

(11) Соц., том 22, стр. 307. 全集、第二二卷、三七四頁。

(12) Соц., том 22, стр. 309. 全集、第二二卷、三七五頁。

(13) Соц., том 22, стр. 307. 全集、第二二卷、三七四頁。

(14) 民族的抑壓を「政治的抑壓形態の『二つ』とみるレーニンによると、社會主義社會においては自決權はもはや適用され得ないとする主張は一八九四年から一九〇二年にかけての古い「經濟主義」に似た一種の「帝國主義的經濟主義」であると非難されている。しかも彼は、反動的な帝國主義的資本主義が、住民の「言語と共感」に基いたエンゲルスのいう「自然的境界」すなわち民主的に決定された境界を、ますます頻繁に破壊している結果、帝國主義はそれに代る社會主義にたいして「より、民主的でない境界」と領土併合を自己の遺産として残すだらうとみている。См., том 22, стр. 307~309.

(15) Соц., том 22, стр. 311. 全集、第二二卷、三七八頁。

(16) См., например, Соц., том 22, стр. 132. 例えば、全集、第二二卷、一六五頁参照。

(17) Соц., том 22, стр. 135. 全集、第二二卷、一六九頁。

(18) Соц., том 20, стр. 394. 全集、第二二卷、四五二頁。

(19) 例えば彼はつきのようにいふ。「社會主義のもとで大國ということとは、一日の労働時間がこれこれの時間だけ少く、一日の賃金がこれこれの額だけ多いということの意味する」(Tom 22, стр. 324)と。

二

レーニンによると民族自決の要求は、本來は、ブルジョアジーの責任であつて、社會民主主義者の無條件になすべき義務としては考えられていない。その點、彼は典型的なマルクス主義者であり、國際主義者であつた。⁽¹⁾「人類の經濟的、政治的および精神的な全生活はすでに資本主義のもとでますます國際化⁽²⁾」されつつあり、したがつてプロレタリア國際主義の原則、民族プロレタリアートの統一という原則こそが、社會民主主義者に與えられた至上の要請であつて、ロシア社會民主黨も決してその例外であつてはならぬと繰返えし強調されている。しかし彼のプロレタリア國際主義はロシア的な特殊性を無視あるいは輕視するものではなかつた。⁽³⁾「ロシアでは總人口の五七パーセントをくだらぬ一億人以上の間が被抑壓民族に屬しており、これらの民族は主として邊境に居住し、その一部分は大ロシア人よりも文化的である。そしてまたロシアでは政治制度は特に野蠻な中世的性格をその特色としており、ブルジョア民主主義革命はまだ完成していない⁽⁴⁾」と把握されている。しかも彼はかかる特殊的な狀況下のロシアにおける民族的抑壓の強化、したがつて民族的抵抗の増大を何人にもまして凝視した。その結果「帝國主義のもとにおける民族的抑壓の強化は、社會民主黨にとつては、民族の分離の自由のための、ブルジョアジーのいわゆる《空想的》な鬭争を放棄するように條件づけるものではなく、むしろ反對に、この基盤の上でも發生する諸衝突を、大衆行動のための、ならびにブルジョアジーにたいする革命的行動のための機縁として、強力に利用するよう⁽⁵⁾に條件づけるものである」という結論に達した。ロシアにおけるプロレタリアの階級鬭争をより有利に展開させ、革命の遂行をより急速且つより容易にさせ得る可能性を被抑壓民族の解放運動に見出し得たのである。⁽⁶⁾

しかしながら、民族運動の現状否定的なエネルギーの戰術的な利用の可能性が理解され、またかかる利用の必要緊急性が自覺されたとはいへ、レーニンによると、國家的獨立を希求する民族運動、すなわちロシアにおいては歴史的必然である民

族的要求は、本質的にはブルジョア的な要求以外のなにもでもなかつたわけであり、したがつて彼は、民族運動の戰術的な利用、民族運動との同盟、すなわち被抑壓民族への好意的な呼掛けが、民族的な孤立主義乃至は分離主義、就中大ロシア人的排外主義を促進し、プロレタリアの階級意識を民族主義的に汚染し混濁化して、民族プロレタリアート統一の原則を阻害するであろう危険性を充分に警戒した。⁽⁷⁾ それ故にこそ、「プロレタリアートが搾取に反對して成功的に闘うためには、プロレタリアートが民族主義から獨立していること、各民族のブルジョアジーの覇權をめぐる闘争でいわば完全に中立であることが必要である」という。すなわち民族運動の戰術的利用、したがつてそのためにとられるべき被抑壓民族への好意的な姿勢は、もちろん姿勢として充分な有効性を備えると同時に、かかる姿勢によつて生ずる恐れのある當面の、あるいは將來における危険性乃至は有害性を、これまた、充分に回避し、排除し得る——したがつて民族あるいは民族運動の理論的な認識が要求された——ものでなければならなかつたわけである。危険な「兩刃の劍」⁽¹⁰⁾ともいふべき民族運動を有用化すべく、あるいは有用化し得ぬまでも無害化すべく、レーニンは、『民族自決』の承認を黨の民族綱領として提示した。⁽¹¹⁾ そしてこの『民族自決』の意味的限界が黨内外の論敵との論争において打出されている。すなわち『民族自決』の承認という綱領上の命題の解釋にあつて、レーニンはつぎのような原則の尊重されるべきことを要求した。

第一は、國家的分離と同義的な『民族自決』の解釋である。「民族自決權とは、もつぱら政治上の意味での獨立權を、抑壓民族から自由に政治的に分離する權利を意味する」⁽¹²⁾ものであつて、それを、例えば民族の文化的自決と解することはプロレタリアートにたいする重大な裏切りである。なんとならば『民族自決』を國家的分離へと意味的に限定することによつてのみ、理論的には、『民族自決』の要求を民主主義的要求一般の一環とすること、したがつて『民族自決』をふくむ「すべての民主主義的要求を、ブルジョアジー打倒のための革命闘争に從屬させる」⁽¹⁴⁾ことが可能となり、しかも現實には、プロレタリアートが民族問題に關して自己の獨自性を確保し、自主性を留保することがはじめて可能となり得るからであると要求

された。

第二は、『民族自決』の條件性、原則性乃至は消極性である。「階級闘争のもつともよい環境をつくり出すこと」⁽¹⁶⁾、「いかなる場合にも自己の階級の發展を保證すること」⁽¹⁶⁾こそが、民族問題との現實的な對決の際にとられるべきプロレタリアートの原則であり、基本的な任務である。「社會民主黨があらゆる民族の自決權を承認するのは、あれこれの民族の國家的分離の利害得失を一つ一つの場合について、社會民主主義者が自主的に評價することを、決して否定するものではない」⁽¹⁷⁾。すなわち『民族自決』の權利の問題と具體的な民族の自決の問題とを明確に區別して、後者の問題を「社會の發展全體の利益の見地から、社會主義をめざすプロレタリアートの階級闘争の見地から、全く自主的に解決」⁽¹⁸⁾しないかぎり、別言すると『民族自決』權の承認を條件的、原則的、消極的な承認に止めないかぎり、プロレタリアの階級的要求、プロレタリアートの民族運動からの解放は現實に保證されないと、彼は主張する。『民族自決』の無條件的な承認あるいは現實的實踐的な肯定は「ブルジョア民主主義者（同じくまた彼等に追隨する現代の社會主義的日和見主義者）」⁽¹⁹⁾のみのなし得るところであると確認された。

第三は、プロレタリア國際主義の貫徹である。レーニン⁽¹⁹⁾は民族問題との對決の當初からプロレタリア國際主義の原則を強調し、『民族自決』權の承認を民族プロレタリアート統一の要求と表裏一體的に提示しつづけている。しかし、『民族自決』とプロレタリア國際主義の原則とが同時に平行して語られたとはいえず、それは同一の次元においてなされたわけではなかつた。「われわれはいふ。われわれが社會主義革命を遂行し、ブルジョアジーを打倒し得るためには、労働者は一層緊密に結合しなければならぬ。そしてこの緊密な結合に役立つものが自決のための闘争、すなわち併合反對の闘争である」⁽²⁰⁾とも述べられている。彼はプロレタリア國際主義の至上性を確保すべく、「抑壓民族の社會民主主義者と被抑壓民族の社會民主主義者との具體的な任務を區別する必要」⁽²¹⁾を説く。すなわち經濟上、政治上ならびに思想上あるいは精神上の地位が異なる以上、抑壓民族のプロレタリアートと被抑壓民族のプロレタリアートとの統一された行動を現實に確保するためには、兩者に

たいする宣傳は一樣であり得ぬわけであり、したがつて抑壓民族の社會民主主義者は分離の自由を、被抑壓民族の社會民主主義者は結合の自由を宣傳しなければならぬと要求する。⁽²⁸⁾しかし、かかる要求を全面的に受入れた場合の『民族自決』に、その用語が表現する本來的な意味を求めることが現實に可能であろうか。

前述のような、プロレタリア國際主義の尊重、またその觀地からする『民族自決』權承認の條件性、原則性乃至は消極性、そしてかかる制約を論理的に可能ならしめる『民族自決』の國家的分離と同義語的な定義、すべてこれらの要求を全面的且つ高度に充すならば、レーニンの規定する『民族自決』權は、改めて指摘するまでもなく、形骸的な權利と化することにならう。しかも形骸化され得る『民族自決』には、さらに直接あるいは間接の制約が公然とあるいは暗黙裡に加えられていた。⁽²⁴⁾したがつて『民族自決』の形骸化はいよいよもつて容易となる。彼の民族理論は『民族自決』の形骸的な解釋を要求するもの、乃至はまた許容するものであつたのか。

(1) レーニンの民族理論が古典的なマルクス理論の忠實な理論的繼承であるか否かについては問題があらう (e. g., cf. Wolf, B. D., *Nationalism and Internationalism in Marx and Engels*, "The American Slavic and East European Review", December, 1958, p. 403-417)。しかし、彼の民族理論がマルクスと「同一」の社會主義的世界觀に由來するもの (Tom 22, CTP, 325) であることは否定できないところである。なおまた彼が、一九〇三年の「われわれの綱領における民族問題」において、「民族獨立は、それをめざして無條件に、いかなる事情があらうと努力しなければならぬように、闘争しつゝあるプロレタリアートの階級的利益に不可分に結びついてゐるものではない」(Tom 6, CTP, 414-415) というカウツキーの言を引用しつゝ、プロレタリア黨による『民族自決』の提示が、實は、階級闘争の現實的、政治的な、すなわち戰術的な配慮によることを既に明らかにしている點こそ、彼の國際主義の本質あるいは民族理論の性格を知るためには是非とも留意しなければならぬところである。

(2) *Col.*, Tom 19, CTP, 216. 全集、第一九卷、二五一頁。

(3) 彼は、民族自決の觀點から、つぎのような三つの國家類型を定立する。第一は、ブルジョアの、進歩的の民族運動を遙か以前に完了した西歐の先進的資本主義諸國ならびにアメリカ合衆國であり、「これらの大々民族はいずれも植民地および國內で他民族を抑壓してい

る。第二は、東ヨーロッパすなわちオーストリア、バルカン諸國および特にロシアである。「ここでは他ならぬ二〇世紀がブルジョア民主主義的民族運動を特に發展させ、民族闘争を激化させた」。第三は、中國、ベルシア、トルコのような半植民地諸國とすべての植民地である。「ここではブルジョア民主主義運動は一部ではやつとはじまったばかりであり、一部では完了までに前途ほど遠く」(Tom 22, CTP, 139~140)。したがって民族問題に關するプロレタリアートの任務も自ら異らざるを得ないのであり、またかかる認識の上にごそ眞の國際主義が成立すると確信されていた。

(4) Coq, Tom 22, CTP, 142~143. 全集、第二二卷、一七九頁。Cm., Tom 19, CTP, 213~214, Tom 20, CTP, 379~380.

(5) Coq, Tom 22, CTP, 134. 全集、第二二卷、一六八頁。

(6) ブルジョア民主主義についてのレーニンの評價には種々の疑問が存在する。しかし、彼が一九一六年の「社會主義革命と民族自決權(テーゼ)」において指摘しているつぎのような把握に注目したい。すなわち「社會主義革命は、ただ一回の行動ではなく、ただ一つの戦線におけるただ一回の戦闘ではなく、幾多の激烈な階級的諸衝突からなる一時代であり、あらゆる戦線にわたる、すなわち經濟上および政治上のあらゆる問題にかんする戦闘の長い系列である。これらの戦闘はブルジョアジーの收奪としてのみ終り得るものである。民主主義のための闘争は、プロレタリアートを社會主義革命からそらせ、あるいはそれを妨害し、曖昧にする恐れがあるなどと考えるならば、それは根本的な誤りであらう。反對に、勝利を得た社會主義が完全な民主主義を實現しないということがあり得ないと同様に、民主主義のための全面的な、一貫した革命的闘争を行わないようなプロレタリアートは、ブルジョアジーにたいする勝利を準備することはできない」(Tom 22, CTP, 133) 云々。

(7) 同時に、彼は、暴力的な、大ロシア的・黒百人組的な民族的抑壓、洗煉された反動的ブルジョア民族主義者あるいは日和見的社會排外主義者による労働運動の民族的離間と細分化とが進行している現實を重視した。Cm., Handpuep, Tom 19, CTP, 220, Tom 20, CTP, 266, 421.

(8) Coq, Tom 20, CTP, 395. 全集、第二〇卷、四五三頁。

(9) 彼が恐れた危険性乃至は有害性とは、ブルジョア的であるが故に、またプロレタリア革命への障碍となるが故に否定され、嫌悪されるべき民族運動の一時的・便宜的な手段化による手段からの拘束性であつた。

(10) Low, A., op. cit., p. 28.

(11) 『民族自決』權の承認という民族綱領は一九〇三年の第二回黨大會ではじめて採擇されたものであるが、その後一九一三年夏の黨中央委員會と黨活動家との合同協議會で再確認されている。

(12) Соч., том 22, стр. 136. 全集、第二二卷、一六八頁。「民族自決」を民族の政治的分離と解する態度は終始變つていない。問題は、かかる解釋がプロレタリアートによるブルジョアの民族運動の一次的・便宜的な、しかも台目的な手段化を保證する基本的な、不可缺の前提をなしていることである。

(13) См., например Соч., том 20, стр. 17~22. 例えは、全集、第二〇卷、一九一―二五頁参照。

(14) Соч., том 22, стр. 138. 全集、第二二卷、一七二頁。

(15) Соч., том 20, стр. 381. 全集、第二〇卷、四三七頁。

(16) Соч., том 20, стр. 382. 全集、第二〇卷、四三七頁。

(17) Соч., том 19, стр. 214. 全集、第一九卷、二四八頁。

(18) Соч., том 19, стр. 386. 全集、第一九卷、四五六頁。

(19) Соч., том 6, стр. 414. 全集、第六卷、四七一頁。

(20) Соч., том 22, стр. 321. 全集、第二二卷、三九一頁。

(21) Соч., том 22, стр. 144. 全集、第二二卷、一八〇頁。

(22) Соч., том 28, стр. 43~44. 全集、第二三卷、五四頁。

(23) Соч., том 22, стр. 331~332. 全集、第二二卷、四〇六―四〇七頁。

(24) レーニンによると、自決を認めるか否かの具體的な問題の決定權はプロレタリアートに、したがつてその前衛である黨に委ねられてゐる。しかもこの黨は民族的個性を全く考慮しない中央集權的な組織原理に基いて構成された。См., например, том 6, стр. 102. しかも『民族自決』權の對象、その行使あるいは保證などについての規定の缺如、曖昧さが認められる。cf., Low, A., op. cit., p. 90~94. ちやうど注目すべきことは、彼が、「ヨーロッパの若干の大きな、そして極めて大きな民族の解放の利益は、小さな民族の解放運動の利益よりも上位にある」(том 22, стр. 326)と確信していたことである。もつとも一九一六年當時の彼は「社會主義が實現されるのは、あらゆる國のプロレタリアの統一された行動によつてではなく、先進的資本主義の發展段階に到達した少數の諸國のプロレタリアの統一された行動である」(том 23, стр. 50)と考えていた。

む す び

黨の民族綱領として定立された『民族自決』の命題は、その提示の緊急必要性を打出していつたレーニンのすぐれて現實的な、すなわち戰術的な考慮との關連においてみると、實質的な内容を缺いた一個の形骸、空虚なスローガンとしか考えられない。しかしより正確に言えば、彼が第二インターナショナルの忠實な繼承であると自負する『民族自決』は、實は、形骸化される可能性と蓋然性を備えた權利であり、スローガンであつたと理解されなければならないと考える。

しからば、彼の民族理論はプロレタリア革命の遂行という現實的な要請、別言すると戰術的な必要からする『民族自決』の空洞化的な解釋を許容するものであつたのか。結論的に言えば、彼の民族理論は『民族自決』の實踐的な空洞化を決して拒否するものではなかつた。國家的分離と同義的な『民族自決』の解釋は、民族運動の本質を民族の國家的獨立と規定する歴史・經濟的な理論の必然的な要求に支えられており、また、民族問題解決の不可避的な條件を社會主義社會の成立に求める彼の理論からすれば、既述のような『民族自決』權承認の條件性、原則性乃至は消極性⁽²⁾あるいはまたプロレタリアの階級的利益的至上性の要求、プロレタリア國際主義の原則尊重、中央集權的なプロレタリア黨への具體的な自決可否の決定權の委讓等々、要するに『民族自決』の形骸化も、かかる形骸化がプロレタリア獨裁權力の實現にとつて緊急不可欠であるとする狀況判斷を前提としているかぎり、理論と決して矛盾するものではなかつた。⁽³⁾しかしさらに注目すべき點は、民族運動をブルジョア社會の歴史の所産であると把握する彼の民族理論が、資本主義の發展に伴う自然必然的な民族的隔壁の破壊の進行、就中、社會主義のもとにおける民族抑壓的な經濟的基盤の消滅、したがつて民族的和合の客觀的な進行を豫想していたことである。すなわち、この理論は、社會主義革命へと志向するプロレタリアートが、ブルジョア的な民族運動の戰術的な利用による、換言すれば一時的・便宜的な手段化による手段的な民族運動からの拘束を、遅くとも社會主義革命後において

は、免かれ得る——そのためには主體的な條件が要求されるが——ことを彼等に約束していた。したがってこの理論はまた『民族自決』の、その用語の本來的な意味における解釋を、かかる解釋がプロレタリアの階級的利益をよりよく保證するものであれば、決して拒否するものでもなかつた。⁽⁴⁾

もちろん、レーニンの民族理論は、民族理論一般の觀點からすれば、批判されなければならぬ問題点を少からず残しているであろうことは疑えない。⁽⁵⁾ また彼の民族理論に論理的整合性を認め得ないとしても、⁽⁶⁾ それが、鬭争しつつあるプロレタリアートの現実的な要求、社會主義革命の遂行をより急速且つより容易にすべくとられた民族運動の戰術的利用を、保證する理論としての役割を負うていることは否定できないところであると考える。要するに、レーニンの定立した『民族自決』には、それを彼の民族理論との關連においてみると、反民族自決的または非民族自決的な意味と民族自決的な意味とが共に用意されていたと結論づけられる。そしてまた、『民族自決』に兩極的な意味が同居するという結論から、つぎのような展望が可能となつてくるのではなからうかと考える。すなわちレーニンの民族理論は、プロレタリア獨裁權力成立後における民族國家形成的な運動の出現を豫想していない。したがつてかかる運動が出現するとすれば、それは、彼の民族理論からはブルジョアの反動としてしか説明され得ないものとなる。すなわち權力的な抑壓が正當化される。もちろんこの單純な圖式は種々の問題性を提示することにならう。しかし、そこに、レーニンの民族理論の、民族の理論としての問題、彼の戰術の基本的な原理に關する問題あるいはまたプロレタリア獨裁政權の民族政策の本質に關する問題をとく貴重な手掛りが見出されるのではなからうか。

(1) しかし、『民族自決』のレーニンの解釋が、一八九六年の第二インターナショナルの規定した民族自決の忠實な解釋であるか否かは疑問である。Cm., Tom 20, pp. 401~406., cf., Low, A., op. cit., p. 27.

(2) 彼は『民族自決』權を結社の權利あるいは離婚の自由になぞらえて、『自決』權承認の條件性、原則性あるいは消極性を合理化して

19。См., например, том 6, стр. 413, том 20, стр. 393.

(e) 「民族問題は社会主義革命の問題。すなわちプロレタリア獨裁の問題に從屬せねばならぬ」とレーニンが述べた」(Кораблев, В., Разработка лениным и Сталиным основных принципов советского многонационального государства, "Вопросы истории", No. 3, 1954, стр. 4) ということは、既存のプロレタリア的民族運動をプロレタリア革命遂行のための戦術的手段として活用しなければならぬということを意味してゐた。

(4) См., Соч., том 19, стр. 214. 「レーニンは民族問題を解決するべきものと見てはなかつた。利用するべきものと見て考へた」(Pipes, R., The Formation of the Soviet Union; Communism and Nationalism 1917-1928, Cambridge, 1954, p. 49) と断言せられたのは、むしろ解決し得るが故に利用すべきものと考へたと認めたことである。

(5) cf., Low, A., op. cit., p. 126.

(6) 彼の民族理論に内在する民族自決権の原理と國際主義の原理は、同一の次元にある二つの矛盾した原理として把握 (cf., Seton-Watson, H., Soviet Nationality Policy, "The Russian Review," January, 1956, p. 3~4) されるべきである。シモン・レーニンが原則とローニン・レーニンが原則と見て (cf., Meyer, A., Leninism, Cambridge, 1957, p. 85~86) 照徹すべきはなほなほ考へねばならぬ。